

## 催告時の封筒の取扱いについて

### 1 概要

令和元年9月の総務常任委員会の附帯決議で色付き封筒の使用について、『催告書の送付に使用してきた「赤色の封筒」の再度の使用は止められたい。』及び『収納事業について、催告書に使用する場合、同一色の封筒で行っていると回収状況が悪くなる。よって色を変えて催告されたい。』とのご意見をいただきました。このご意見を受けて、今後の使用の方法や可否について検討をするため、効果の検証を実施しております。

この色付き封筒の効果の検証結果により、今後の使用方法や可否について決定したいと考えております。この検証の結果及び今後の使用については、次回の委員会で報告する予定でございます。

### 2 検証方法

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 検証内容 | 対象者に対して赤色と黄色の封筒を半数ずつ使用し、1か月後の納付状況により効果を検証します。 |
| (2) 検証期間 | 2019年12月2日(月)～2020年1月31日(金)                   |
| (3) 対象者  | 平成31年度に未納のある者<br>(督促状及び催告書を送付しても納付がない者)       |
| (4) 件数   | 約11,300件                                      |
| (5) 送付書類 | 『最終催告書』                                       |